

許可番号 第03404007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成28年3月22日
許可の有効年月日 平成35年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月28日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第 03301007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南横倉六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 石井 正



許可の年月日 平成24年7月 9日

許可の有効年月日 平成29年6月19日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、残渣、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鉄さい、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上段及び積み上げることができ

る高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年6月20日 新規許可

平成24年6月26日 更新許可

平成24年7月 9日 変更許可(種類の追加)

5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

【以下裏面に記載】

6. 規則第 10 条の 9 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 5 項による許可証の提出の有無 有



許可番号 第03600007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南郷者六丁目1番21号
氏 名 株式会社環境清潔公社
代表取締役 小林次朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日 平成26年4月13日

許可の有効年月日 平成31年4月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、残渣、廃汚泥、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず、駄さい、がれき類(これらは、石膏含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年5月7日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号08104007382

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

産業物の処理及び荷届に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成28年 4月15日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油

以上2品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を臨く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上履及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月12日 更新許可

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 04000007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

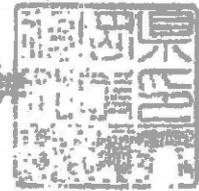
住所 広島市南区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境興業公社
代表取締役 小林 友則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 26年 12月 22日

許可の有効年月日 平成 33年 12月 21日

1. 事業の種類（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

腐プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以下「腐プラスチック等」という。）
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、木材くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、紙くず、
がれき類（腐プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず等、がれき類については、石棉含有
産業廃棄物を含む。） 以上14条目 5.1.1.1.1

2. 積替え又は保管を行う場合の積替え又は保管の場所及び積替え又は保管場所との積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上及び積替えに関する事項
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成18年12月22日 変更許可（許可の種類目（腐プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、紙くず、がれき類）の追加）

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

以下空白

（以下裏面に記載）

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉課城事務所で行ってください。

許可番号 03900007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

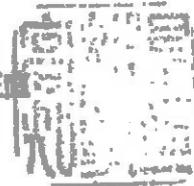
住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 尾崎 正徳



許可の年月日 平成25年4月10日

許可の有効年月日 平成30年2月11日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに出発場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年2月12日 新規許可

平成15年2月12日 更新許可

平成20年2月12日 更新許可

平成25年2月12日 更新許可

平成25年4月10日 変更許可(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじんを追加)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏 面)

(燃え殻、廃油、廃アルカリ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、鉄くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉄さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加)

平成27年 9月30日(優良認定)

平成27年 9月30日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可番号 3807007362

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年 9月30日
平成34年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、磁さい、がれき類、ばいじん
(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の殻、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成12年 8月 8日 (当初許可)
- 平成16年11月13日 (代表者変更(旧:平原 道康))
- 平成17年 8月 8日 (更新許可)
- 平成22年 8月 8日 (更新許可)
- 平成27年 9月30日 (変更許可)

(裏面に続く)

(裏 面)

(燃え殻、腐蝕、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加)

平成27年 9月30日(優良認定)

平成27年 9月30日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成 26 年 3 月 23 日

許可の有効年月日 平成 31 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年3月28日 更新許可

平成28年5月20日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第 03350007362 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成28年06月16日

許可の有効年月日 平成33年06月15日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

【以下裏面に記載】

廃石綿等、

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

汚泥（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

銻さい（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、

ばいじん（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げる
ことができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成 28 年 06 月 日 新規許可（決裁日）

5. 積替え許可の有無 無
岡山市 無
倉敷市 無

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 5 項による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 26 年 3 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 31 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年5月7日 更新許可

平成28年5月30日 変更許可 (変更事項: 特別管理産業廃棄物の種類の追加 (裏面のとおり))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
以上8種類

特別管理産業廃棄物の種類の追加

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類)
- 汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類)
- 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジキサン)
- 廃酸 (有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類)
- 廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類)

許可番号 04050007862

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市南区南郷宮大丁目1番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

環境局長 小川 洋

許可の年月日 平成 27年 2月 26日

許可の有効年月日 平成 32年 2月 25日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

高野のとおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのたきかき上り、積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の有無

なし

5. 積替え許可の有無 有
（積替え許可を有している場合のみ記載すること。）

市名
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

更新手続きについては、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 本類の範囲

預製入、保管を含まない。

例 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるものに限る、特定有害農薬原薬物であるものを除く。)

除 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

高アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

差 入 酸 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

例 泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機磷化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5品目 以下余白

許可番号 第04355007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成28年3月2日

許可の有効年月日 平成34年12月27日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(1) 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） (2) 汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） (3) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） (4) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） (5) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） (6) 廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

(裏面に続く)

(裏面)

- (1) 平成17年12月28日付けで新規許可
 (2) 平成23年2月28日付けで更新許可
 (3) 平成28年3月2日付けで更新許可、優良基準適合認定及び変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。）

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	燃え殻	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	/
鉛又はその化合物	○	○	○	○
有機燐化合物	/	○	/	/
六価クロム化合物	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○
シアン化合物	/	○	/	○
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/
トリクロロエチレン	/	/	/	/
テトラクロロエチレン	/	/	/	/
ジクロロメタン	/	/	/	/
四塩化炭素	/	/	/	/
1, 2 - ジクロロエタン	/	/	/	/
1, 1 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 3 - ジクロロプロペン	/	/	/	/
チウラム	/	/	/	/
シマジン	/	/	/	/
チオベンカルブ	/	/	/	/
ベンゼン	/	/	/	/
セレン又はその化合物	/	/	/	/
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

産業廃棄物処分別業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 平成 33 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（発酵，造粒固化）

産業廃棄物の種類

- 【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 発酵施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 昭和61年12月17日設置
汚泥、動植物性残さ 50 t/日

(2) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 平成21年8月14日設置
汚泥 240 m³/日

(3) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 108 m² 汚泥（無機性汚泥に限る。）158 m³ 2.75m

(4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市，呉市及び福山市の区域を除く）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原460番地18号） 平成27年6月29日設置
汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については、次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は、汚泥の排出事業所内に限る。
(2) 造粒固化施設からの汚水は、直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 第 07320007862 号

産業用医薬品製造業許可証

住 所 広島県広島市南区

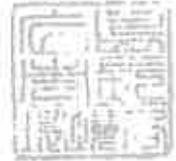
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



製薬物の処題及び商標に関する法律(昭和44年法律第14号)の2第1項の規定に基づき提出された者であることを証する。

複写

井 一 貴



許可の年月日 平成25年 8月11日

許可の有効期限 平成32年 8月10日

1. 事業の範囲

区分	産業用医薬品製造業
のとおりに	のとおりに

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおりに。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の別

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H16. 4. 1	変更許可	H25. 10. 2	変更許可
H17. 11. 26	変更許可	H26. 10. 2	変更許可 (優良認定)
H20. 8. 11	更新許可	H27. 8. 21	変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定に基づき提出の有効期限

6. 備考

複写

複写

1. 事業の範囲

区分	の項目
<p>中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (焼却) この欄以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 焼却 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (油水分離) この欄以下余白</p>	<p>廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) この欄以下余白</p>	<p>燃え残、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 金屑くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び物部屑くず</p>
<p>中間処理 (焼却)</p>	<p>ばいじん (燃え残及び汚泥が混雑されたものに取り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車排気物、炭プリント記録紙、炭粉等包紙、鉛蓄電池の炭粉、鉛酸の管又は板、炭ブラウン管、炭石膏ボード、石膏含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (焼却)</p>	<p>(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
<p>中間処理 (焼却)</p>	<p>汚泥 (無機性汚泥に取り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>

附
随
中
間
処
理

中
間
処
理

複写
複写

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和年



許可の年月日 平成 27 年 9 月 16 日

許可の有効年月日 平成 32 年 9 月 15 日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・紙さい

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設（移動式）

(1) ・設置場所 呉市内（座標番：広島県広島市佐伯区五日市町石内第460-18）

・設置年月日 _____

・処理能力 1200 m³/日（8時間）

・許可年月日 _____

3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づき許可若しくは届出が必要

な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼働はそれらが完了した後にこの設置状況、

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、

維持管理状況及び環境保全措置方式を記載した関係書類を添えて提出すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 9 月 16 日 新規許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

許可番号 第03520007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許 可 の 年 月 日 平成 28 年 5 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（無機汚泥に限る。）

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460番18

設置年月日：平成28年4月18日、処理能力：1,200m³/日（8時間）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有